

製品事故の防止に向けて

平成20年11月17日

大臣官房審議官

原山 保人

Outline

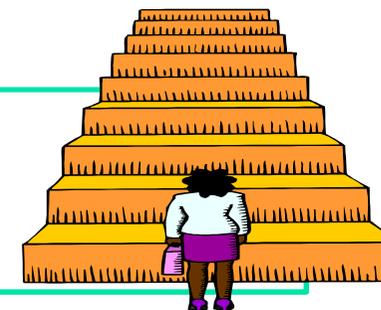
製品事故と消費者を製品事故から
守る法・制度的枠組み 1～3



事業者等への要請 4～



経済産業省の更なる取り組み 5～



1 製品事故の分類



製品に起因する事故

設計・構造上の問題による事故

製品の長期間の使用により、性能が劣化したため生じた事故(経年劣化事故)

重大製品事故 1

製品起因・不起因併合型の事故 2

製品に起因しない事故

誤使用や不注意による事故

業者による工事、修理又は輸送中の取扱い等に起因する事故

1: 重大製品事故とは、死亡、重傷、一酸化炭素中毒、後遺障害、火災など危害が重大な事故を指し、国に報告が義務付けられています。

2: 商品への取扱説明書における注意喚起、警告表示などの不十分な場合、製品起因事故となるケースもあり、注意が必要です。

2-1 消費者を製品事故から守る制度 (重大製品事故報告・公表制度)



重大製品事故発生!

重大製品事故報告・
公表制度の創設
消費生活用製品安全法
の改正

平成19年5月14日の改正
消安法の施行以降、1,985
件(内訳:19年度1,190件、
20年度795件)の報告を受
理
(平成20年11月7日現在)

1ヶ月あたりの報告件数は平均110件
で推移。なお、電気製品に関しては、前
年度54件に対し64件と増加傾向にあ
る。

製造事業者・輸入事業者の事故報告義務

1 消費生活用製品の名称及び型式 2 重大製品事故の内容 3 製造・輸入・販売数量、
他

(重大事故を知った日から10日以内)

主務大臣(経済産業大臣)による公表

製品起因であると疑われる場合には、直ちに1 事業者名、2 機種・型式名、3 事故内容等
を記者発表し、ウェブサイト上でも公表等

(必要に応じて)

主務大臣(経済産業大臣)による命令

報告徴収や立入検査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため、特に必要があると認め
るときは製品回収等の危害防止命令等を、報告義務不履行の際には体制整備命令を発動

重大製品事故情報の活
用・効用

- 事業者はリコール等を通じて回収、部品交換等を実施。
- 新聞、TV等マスコミは報道を通じ、消費者に注意喚起
- 国は事故原因をniteなどで分析し、再発防止の指導や規制
対象の拡大、技術基準の改正を実施

2 - 2 消費者を製品事故から守る制度

(長期使用製品安全点検・表示制度: 経年劣化対策の導入)



長期使用製品安全点検制度(表示制度)がスタートします。

平成21年4月1日から
施行します。

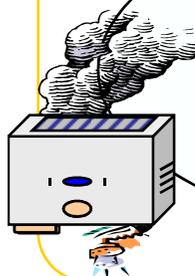
長期使用製品点検 制度

経年劣化による重大事故発生の恐れが高い製品
が対象

下記の9品目について設計標準使用期
間に応じた「点検時期」が所有者に通知
され、メーカーは点検、修理に有償で応
じる制度です

下記の9品目が対象

屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)
屋内式ガスふろがま(都市ガス用、LPガス用)
石油給湯機、石油ふろがま
密閉燃焼式石油温風暖房機
ビルトイン式電気食器洗機、
浴室用電気乾燥機



長期使用製品表示 制度

重大事故発生率は高くないものの事故件数が多い
製品が対象

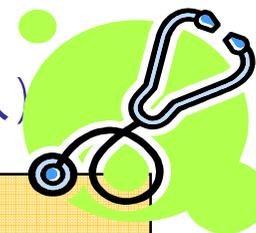
下記の5品目について設計標準使用期
間を製品に表示する制度です。(この期
間を過ぎて使用する場合に注意が必要で
す。)

下記の5品目が対象

エアコン、扇風機、換気扇、洗濯機
ブラウン管テレビ

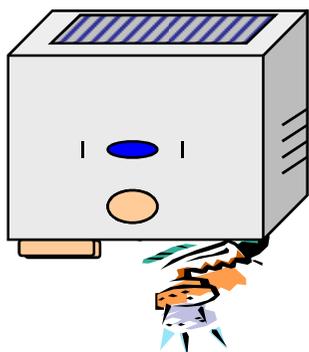


2 - 4 消費者を製品事故から守る制度 (長期使用製品安全点検・表示制度: 経年劣化対策の導入)



平成21年4月1日以降、製造・輸入される製品に表示されます。

点検制度の表示



製品本体の表示のイメージ

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名
株式会社ABC
県 市 区 町**
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX - XXXXXX
4. 設計標準使用期間 年
5. 点検期間 20XX年XX月 ~ 20XX年XX月
6. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120 - XX - XXXX

遠隔操作装置の表示のイメージ

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名 株式会社ABC
 2. 設計標準使用期間 年
 3. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120 - XX - XXXX
- 製造年月、製造番号、点検期間については製品本体に記載

遠隔操作装置
(リモコン、
タッチパネルなど
添付する例)

表示制度の表示



【製造年】20XX年

【設計上の標準使用期間】 年

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、**経年劣化**による発火・けが等の**事故に至るおそれ**があります。

機体本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で表示されます。

3 ナイト(nite)とは？

nite

製品事故の公的な原因究明機関です。

経済産業省所管の独立行政法人「製品評価技術基盤機構」

Nite とは、National Institute of Technology and Evaluation の略です。

製品事故の原因を分析して、経済産業省と連携して製品の改善等のも
のづくりや製品の回収などの事故対策に貢献することを使命としていま
す。

各地に専門知識を有する技術者が約100人いて、各地に支所を有し、
各地域の消防等と協力して原因究明を行っています。

4-1 製品事故を起こさない・繰り返さない企業の取り組み

事故を起こさない

- リスクアセスメント(事故を未然に防止する)
- 海外事業所を含めた品質管理(製造不良を無くす)



起こった後の適切な対応

- トップのリーダーシップによる適切なリコール(迅速な対応が事故の再発・拡大を防ぐ)
- 製品特性に応じた消費者への情報提供
- リコール前に経済産業省へ報告(対策案を適切に。国も周知に協力する。)
- なお、非重大事故、ヒヤリハット情報はniteへ報告を(公表・分析を通じて事故の拡大防止につなげる)
- 原因分析と事後への反映(より安全な製品に)



業界等ヨコ・タテの連携

- 業界団体による情報普及(業界の信用を守る)
- 販売店、不動産業界、病院、工事事業者、ガス事業者等との協力



4-2 消費者が家庭でできる安全対策

自宅で火事や障害などの重大事故の原因となり得る製品には、どのようなものがあるか確認。



上記の製品について取扱説明書のありかを確認(危険情報だけでも確認)



ナイトのリコール情報のウェブサイトアクセスして、事故製品の有無を確認

<http://www.nite.go.jp/>をクイック



新聞の社会面、テレビなどで報道されている製品事故情報に注意



お買い物の際には



製品を購入する際には、安全面に配慮するメ-カ-、販売事業者を選びましょう。

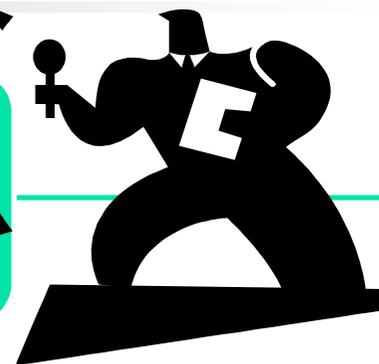
なお、経済産業省では、毎年、製品安全優良企業を選定、表彰。



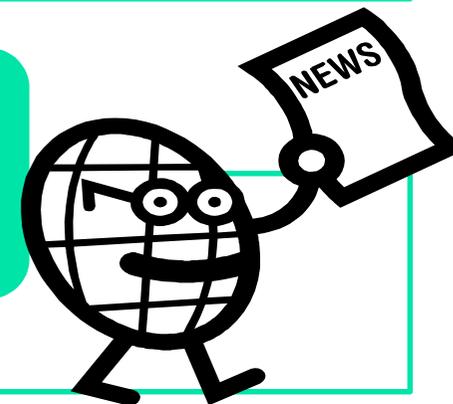
2008
製品安全対策優良企業

4 - 3 報道関係者へのお願い

リコールの実績を上げるためには、情報が消費者に行き渡ることが不可欠



毎週2回、重大事故情報を具体的に公表



中小の事業者の製品のリコールを実効あるものとするため、報道のご協力を。



5 経済産業省の更なる取り組み

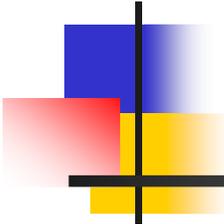
今後とも重大製品事故やniteへの報告を分析し、必要な技術基準の整備等に取り組みます。
皆さまのご協力をお願いします。



具体的な取り組み例

11月20日からリチウムイオン蓄電池を電気用品の定義に追加し、規制の対象にします。

パソコンや携帯電話のリチウムイオン蓄電池が発熱して、火傷などに至る事故が、nite等に報告されてきました。将来、リチウムイオン蓄電池のエネルギー密度がさらに増大すること等が予測されるため、今般、法律を改正、規制の対象としました。11月20日から施行し、それ以降、製造・輸入されたものについては、技術基準に基づき、PSEマークを添付することになりますのでご注意ください。



ご清聴、ありがとうございました。